

京都大学・和歌山大学による関西ティール・エル・オー(株)の株式取得について

◆国立大学法人の出資について

- 大学は、教育基本法の中で、研究成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するよう定められている。

研究成果を広く社会に提供、つまり、研究成果の活用にあたっては、近年、研究成果の活用を促進する事業者（TLO）の活用が大学にとって最も効率的・効果的であり、大学の研究成果が社会において活用（社会貢献）され、新事業・新産業の創出に貢献できる仕組みとして有効に機能している。

（参考）教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（大学）

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（参考）TLO（技術移転機関：Technology Licensing Organization）とは

特許権等を企業に使用（実施許諾、ライセンス）させて、対価として企業から実施料収入を受け取り、それを大学や研究者（発明者）に研究費として配分することなどを事業内容とする。

- 国立大学法人法では、国立大学における研究成果の活用を促進する事業者に出資することにより、効果的な技術移転活動が可能となるような場合であって、一定の要件を満たす場合には、国立大学法人が出資することを「国立大学法人の業務」と位置づけている。

これは、①アウトソーシング等を通じた効率的・経済的な業務運営拡大が可能となること、②国立大学法人の研究成果の活用に関する方針や考え方に沿った一体的な技術移転活動が可能となること、等から、「研究成果の活用を促進する事業者のうち、政令で定めるもの（＝承認TLO）」に対し出資を行おうとする場合の規定である。

（参考）承認TLO：「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転に関する法律」第4条第1項に基づき、文部科学大臣と経済産業大臣により実施計画の承認を受けたTLOを指す。

- 国立大学法人が出資を行おうとするときは、文部科学大臣の認可が必要である。このため、文部科学大臣の認可に必要な、国立大学法人評価委員会による意見聴取を行うものである。

(参考) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)(抄)

(業務の範囲等)

第22条 国立大学法人は、次の業務を行う。

一～五(略)

六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立大学法人は、前項第6号に掲げる業務を行おうとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 文部科学大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4(略)

◆本件の概要

- 関西ティー・エル・オー株式会社(以下「関西TLO」という。)の筆頭株主である学校法人立命館より、国立大学法人京都大学及び国立大学法人和歌山大学に対して同社への経営参画に関する提案があり、それを受けて、両大学が提携関係を有する関西TLOの株式を取得しようとするものである。
 - ・ 京都大学 1,000株(40.1%:600万円)
 - ・ 和歌山大学 100株(4.0%:60万円)

◆出資の目的

- 京都大学及び和歌山大学は、教育基本法に位置づけられている大学の役割・使命の一つである「社会貢献」を果たすべく、大学が保有する研究成果の社会還元をより一層促進することとしている。
- このため、両大学の技術移転機能の強化・効率化の一環として、知的財産活用機能のアウトソーシングや外部機関の優れた能力の活用等の観点から関西TLOの連携を深めることとしている。また、個々の大学のみならず、地域の他の大学との連携強化により、技術移転活動の相乗的な発展を図ることとしており、かかる関係強化の基盤として出資を行うものである。

◆出資の内容（発行株式数・出資前後の株主ごとの保有比率等）

株式保有状況（出資前）		株式保有状況（出資後）	
普通株式：発行可能株式総数 2,500株		普通株式：発行可能株式総数 2,500株	
学校法人立命館	1,340株（96.1%）	学校法人立命館	1,340株（53.7%）
大阪中小企業投資育成（株）	50株（3.6%）	国立大学法人京都大学	1,000株（40.1%）
個人	4株（0.3%）	国立大学法人和歌山大学	100株（4.0%）
		大阪中小企業投資育成（株）	50株（2.0%）
		個人	4株（0.2%）
計	1,394株（100.0%）	計	2,494株（100.0%）
優先株式：発行可能株式総数 500株		優先株式：発行可能株式総数 500株	
個人	196株	個人	196株

※優先株式とは、株主総会において議決権を有しない株式である。

◆京都大学及び和歌山大学がパッケージとして同時に出資することの具体的な効果（メリット）

＜京都大学・和歌山大学におけるメリット＞

- 大学において研究成果の活用を通じた社会貢献が求められているなか、京都大学及び和歌山大学は現在、関西TLOと提携関係を有しており、大学から創出される研究成果の社会還元を行っている。京都大学及び和歌山大学としては、今後、技術移転活動の機能強化・効率化を図るためアウトソーシング等を含め積極的に外部の優良なリソースを活用していく方針である。
- 関西TLOは、これまで技術移転活動の多数の実績と成果を有するとともに、知的財産マネジメントに関する一括した業務を行うなど優れた能力・体制を有するとともに、平成18年9月以降、経営権が大阪ガスグループから立命館大学に移り、大学との共同経営型のTLOを目指した活動を展開してきている。
 関西TLOに出資し、同社の事業を大学の技術移転機能の一部として位置づけ、連携していくことは、京都大学、和歌山大学にとって、極めて有意義である。
 また、広域TLOである関西TLOの活性化を通じた、関西圏を中心とした大学全体の技術移転活動の促進という観点からも有意義である。
- 他方、外部リソースの活用にあたっては、長期的に安定した連携関係を構築しておくことが不可欠であり、出資により一定の経営への参画を確保することによる連携関係の強化は重要である。
 これにより、京都大学では、特別議決事項（定款変更、株式併合、資本の減少、営業

譲渡、合併、解散、募集株式の事項の決定、募集株式の割当、等) についての拒否権を獲得し、和歌山大学では、株主総会招集請求権、会計帳簿閲覧謄写請求権等を獲得する。

<関西TLOに対するメリット>

- 関西TLOの株式を、現在の立命館大学に加え、京都大学、和歌山大学が共同して保有することで、関西TLOの経営基盤を安定させるとともに、関西TLOが取り扱う知的財産権の質的・量的拡充やブランド力の向上に大きく寄与し、技術移転事業の拡充に資する。